

山梨県公報

第千八百三十一号

平成二十年

二月二十一日

木曜日

目次

道路の区域変更	七二
道路の供用開始	七二
公告	七二
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	七二
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止	七二

告示

山梨県告示第五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年三月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町上八木沢字鯨原五三二番の四地先から 南巨摩郡身延町上八木沢字鯨原五一七番の一地先まで	三〇・一 四六・四	二四・七 四四・〇		八〇・〇 八〇・〇

公告

山梨県告示第六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成二十年三月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十一日 山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	長沢小淵沢線	北杜市長坂町大井ヶ森字上フノリ平一八〇番の一地先から 北杜市長坂町大井ヶ森字神田五〇八地先まで	一八〇・〇	平成二十年 二月二十一日

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成二十年二月二十一日

山梨県知事 横内正明

名 称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 山梨太陽の家	あずま太陽の家 ケアホーム	甲府市羽黒町二二 八一番地	共同生活介護	知的障害者・ 精神障害者
有限会社ラン デック	ヘルパーステー ションおお空	甲府市善光寺二丁 目一五番一八号	居宅介護・重 度訪問介護	身体障害者・ 知的障害者・ 児童・精神障 害者
社会福祉法人 清長会	障害者支援施設 千代田荘	甲府市下帯那町三 二二五番地一	生活介護	知的障害者

社会福祉法人 清長会	障害者支援施設 千代田荘	甲府市下帯那町三 二一五番地一	施設入所支援	知的障害者
社会福祉法人 聖ヨハネ会	明見聖ヨハネケ アービレッジ	富士吉田市小明見 三七五四番地三	共同生活介護	知的障害者
社会福祉法人 聖ヨハネ会	明見聖ヨハネケ アービレッジ	富士吉田市小明見 三七五四番地三	共同生活援助	知的障害者
全国合理化建 物協会株式会 社	アンカケアサ ービス訪問介護 事業所	富士吉田市松山一 二七八番地	居宅介護・重 度訪問介護	身体障害者・ 知的障害者・ 児童・精神障 害者

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、
 次の指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があつ
 た。

平成二十年二月二十一日

山梨県知事 横内 正 明

名 称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
有限会社アイケア	アイケア富士ステ ーション	富士吉田市松山二 七八番地	居宅介護・重 度訪問介護
有限会社ことぶき ホームヘルプサ ービス	有限会社ことぶき ホームヘルプサ ービス	甲州市塩山三日市場 三二八二番地一	居宅介護・重 度訪問介護
社会福祉法人あり んこ	グループホームあ すみ荘	富士吉田市小明見 三七五四番地三	共同生活援助
株式会社クリスタ ル介護センター	クリスタル介護セ ンター甲府	甲府市千塚二丁目五 番一七号武田ビル一	居宅介護・重 度訪問介護

〇二号